
ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる特別法廷設置の課題と可能性

日本大学危機管理学部 教授 安藤 貴世

- I はじめに
- II 侵略犯罪訴追のための特別法廷設置の提案
- III 特別法廷設置をめぐる諸課題
- IV おわりに

I はじめに

1 問題の所在

2022年2月24日にロシアがウクライナに侵攻してからおよそ1年後の2023年3月17日に、国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下、ICC）の第二予審裁判部が、ロシアのプーチン大統領と、ロシア大統領府で子どもの権利などを担当するマリア・リボワペロワ大統領全権代表に対し、逮捕状を発付した¹。当該逮捕状の容疑は、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始して以降、ウクライナにおけるロシアの占領地域でウクライナの子どもの違法に連れ去る行為に関与したというものであり、これはICCの4つの対象犯罪のうち国際刑事裁判所規程（以下、ICC規程）第8条に規定された戦争犯罪に該当する²。

ICCはウクライナの事態に対し、今般逮捕状が発付された戦争犯罪以外にも、人道に対する犯罪、集団殺害犯罪（ジェノサイド）について管轄権を有する一方で³、当該事態において侵略犯罪に関する管轄権を行使することができない。ICCが侵略犯罪に対し管轄権を行使するには、侵略国と被侵略国の双方がICC規程の締約国であるとともに、両者が、2010年のICC規程検討会議（カンパラ会議）にて採択された侵略犯罪に関するICC規程の改正を批准していなければならない、その要件を満たさない場合には、国連の安全保障理事会（以下、安保理）によるICCへの付託という方法がある⁴。今般の事態ではウクライナ、ロシアともにICC規程の非締約国であるため前者の要件は満たしておらず、またロシアが安保理常任理事国であるため後者の方法による管轄権行使は実現し得ない⁵。

こうした状況を背景として、ロシアによるウクライナ侵攻に関して、侵略犯罪に対し責任を有する者を訴追・処罰するための特別法廷の設置が提唱されている。なお筆者は既刊の拙稿において、2022年11月に欧州連合（European Union、以下、EU）の執行機関たる欧州委員会が、ロシアの侵略犯罪を訴追するための特別法廷設置を提案した点に触れるとともに、侵略犯罪に関する特別法

廷設置の動向やその可能性については今後の課題としたいとの旨述べた⁶。実際のところ、ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷の設置については、最初に提唱がなされて以降⁷、その設置の方法や、特別法廷の設置が内包する問題点や解決すべき課題、さらに設置の是非そのものをめぐり、国家や国際機関のみならず、多くの研究者による多様な見解が見出される。

本稿は、ロシアによるウクライナ侵攻における侵略犯罪に関する特別法廷設置をめぐるこうした状況を踏まえ、その設置にあたり指摘される重要な課題・論点について整理するとともに、特別法廷設置の可能性について考察することを目的とする。本稿の構成は以下のとおりである。まず次節において、本稿の論点に係る先行研究を整理する。続いてⅡにおいて、ウクライナの事態における侵略犯罪を訴追するための特別法廷設置の提案について概要を述べる。Ⅲでは、侵略犯罪に関する特別法廷の設置をめぐる様々な立場・見解を整理しつつ、特別法廷設置に内在する諸課題について主たる論点を取り上げ整理、検討する。Ⅳの結論では、これまでの議論を踏まえ、特別法廷設置の可能性について検討する。

2 先行研究の整理

特別法廷の設置をめぐる様々な見解については、本稿のⅢにおいて欧文の論稿を整理、検討するため、ここでは本稿の主題に関連する邦語文献を中心に整理する。

尾崎の論稿は、ウクライナの事態におけるコア・クライムの訴追・処罰について、ICC、国内裁判所、その他の裁判所など複数の側面から検討するものであるが、ロシア指導者の訴追・処罰を行うための特別な裁判所の設置に関し、国連安保理が憲章第7章下で設置する裁判所でない限り、ロシアに対し有効に管轄権を行使しうる国際裁判所の設置は困難であると指摘する⁸。竹村の論稿は、主としてウクライナの事態に対するICCによる対処について論ずるものであるが、侵略犯罪に関する特別法廷についても議論しており、ロシアが関与する本件では安保理決議に基づき特別法廷が設置される可能性は低いため、拘束力ある国連憲章第7章下での安保理決議を法的根拠とした法廷の正当化が難しいこと、さらに、ロシアの合意なくして、ウクライナと国連の合意など国際条約で設置する法廷をロシアに対しどのように正当化するかが課題であると言及する⁹。また大平は国際法協会日本支部研究大会の報告において、ロシアによるウクライナ侵略に際しての国際法を活用した外交について検討する中で、侵略犯罪に関する特別法廷についても触れており、ウクライナのスムルノフ大統領府副長官発言によるウクライナの見解を紹介したうえで、ベアホック独外相演説によるドイツの立場、その他米国の立場などに触れつつ、シエラレオネ特別法廷との比較を行っている¹⁰。さらに、特別法廷設置に係る特定の論点、具体的には人的免除に焦点を当て特別法廷の設置案を検討したものとして、越智の論稿がある¹¹。

なお、特別法廷設置に関してはこれまでに多くの欧文の論稿が刊行されており、設置を主張する立場、懸念を示す立場を含め、設置をめぐる複数の論点について実に多様な見解が錯綜しているのが現状である。こうした中で例えばCortenとKoutroulisによる研究は、特別法廷の設置について

複数の方法を提示したうえで、免除、実効性、正当性といった論点について検討するものである¹²。また特別法廷の設置方法に関するJustice Initiativeによる報告書は、特に特別法廷における免除について議論しているが、その際に特別法廷の多様な設置方法を類型化している¹³。

こうした先行研究の状況を踏まえ、以下では、まず特別法廷設置に関する提案について概要を確認したうえで、特別法廷設置をめぐる課題として指摘される重要な諸論点に焦点を当て、これまでの議論を整理・検討していく。

II 侵略犯罪訴追のための特別法廷設置の提案

ICCが、ウクライナの事態における侵略犯罪について管轄権を行使できないことを背景として、本稿 I で述べたとおり 2022年11月に欧州委員会は、ウクライナからの予てからの要請を受けて、ロシアの侵略犯罪を訴追するための特別法廷の設置を提案した。その際に、「多数国間条約に基づく独立した国際法廷」または、「国際裁判官を国内司法システムに統合した特別法廷、すなわちハイブリッド法廷」のいずれかの方法による設置が提案されている¹⁴。また、ウクライナのスムルノフ大統領府副長官は2023年2月の段階で、特別法廷の設置には3つの方法があるとし、①国連総会決議の採択を伴う、ウクライナと国連との間の合意に基づく法廷、②文明国間での国際的な多数国間の合意に基づく法廷、③ウクライナ国内法とウクライナの司法管轄権に基づき機能する法廷であり、国際的な裁判官や検事、ヨーロッパにおける設置、国際的な支援など、その設置や活動において国際的な要素を含むもの、を挙げている¹⁵。

上記の欧州委員会による前者の案が、スムルノフ副長官が言及した②の方法に対応し、欧州委員会による後者の案がスムルノフ副長官が言及した③の方法に該当するといえるが、ウクライナ側はかねてより、スムルノフ副長官の示した案のうちの①、すなわち国連総会決議に基づいたウクライナと国連との間の合意を基盤とする特別法廷の設置を主張している¹⁶。また特別法廷の設置について論ずる研究者のうち、この①の方法を支持する立場が多く見出される¹⁷。これは、ウクライナ政府による要請を受け、国連総会決議に基づき特別法廷を設置するという方法であるが、具体的には、国連総会において採択された決議が特別法廷の創設を勧告するとともに、国連事務総長に対し、ウクライナ政府と国連との間での交渉を開始することを要請し、最終的にはウクライナ政府と国連間の合意により特別法廷が設置されるというものである¹⁸。他方でウクライナ側は、③の形式による設置方法、すなわち「ハイブリッド法廷」について否定的な反応を示している。例えばスムルノフ副長官は、ハイブリッド法廷の設置は、現在進行している侵略の法的評価を2国間の「国家間紛争」のレベルに狭めてしまう危険があり、またウクライナのシステムの一部としてそうした法廷を設置するには憲法の改正が必要であるとして、ウクライナ法のもとで法廷を設置しそれを他国が承認するといういわゆるハイブリッド型法廷には賛成しないとしている¹⁹。

なお先に述べたとおり、ICCがウクライナの事態において侵略犯罪に対し管轄権を行使し得ない

状況への対処としては、上記以外にも、特別法廷設置以外の方法も含め議論や提案がなされている一方で²⁰、自身が主張する設置方法とは異なる方法への懸念を示す立場や、そもそも特別法廷の設置を不要であるとする立場も存する²¹。こうした多様な立場の争点を明確化すべく、次章では、特別法廷の設置に関して指摘される諸課題や懸念のうち、特に主たる3つの論点－①特別法廷の正当性の確保、②選択的正義との批判、③ICCとの関係－に焦点を当て、それぞれの論点をめぐる主張について整理・検討する²²。

Ⅲ 特別法廷設置をめぐる諸課題

1. 特別法廷の正当性の確保

ウクライナの事態における侵略犯罪のための特別法廷の設置に関して、まず課題として指摘されるのが法廷の正当性、換言すればその設置基盤、管轄権の根拠である。過去のアドホックな国際刑事法廷の例としては1990年代前半に設置された旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）、ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）があるが、両者とも国連憲章第7章下での安保理決議に基づき設置されており²³、先行研究でも指摘されているとおり、ウクライナの事態においてはロシアが当事者であるため、その方法による特別法廷設置の可能性は低い。そうした状況において、それに代わる手段として主張されるのが国連総会決議を介したウクライナと国連との間の合意による特別法廷の設置であり、先に述べたとおりこの方法を提唱する立場は多数を占める。

例えばKomarovとHathawayは、特別法廷設置の最も有望な方法は、国連総会の勧告に基づきウクライナ・国連間の国際条約を通して国際裁判所を設置することであるとし、この方法は当該裁判所が確固たる国際的な法的基盤のもとに成り立ち、その正当性を保護することを保証するだろうと述べる²⁴。またこの方法を提唱する論者の多くはその前例や類例として、シエラレオネ特別裁判所、カンボジア特別裁判部を挙げる²⁵。前者は、国連事務総長とシエラレオネ政府間の交渉の末に締結された協定を根拠として設置されたという形式では類似するが、そもそも国連事務総長に交渉権限を付与したのは安保理決議である点²⁶で大きく異なる。他方で後者は、総会決議がカンボジア特別裁判部の設置に関与している点²⁷では類似するものの、当該特別裁判部の直接の法的根拠はカンボジア国内法たる「カンボジア特別法廷に関する法」であり²⁸、国際法廷ではなくカンボジアの国内裁判所の一部という位置づけを有する²⁹。

国連総会決議に基づいて特別法廷を設置するというこの方法において懸念されるのが、安保理決議と異なり総会決議は法的拘束力を有さないため、総会決議を基盤として設置された特別法廷が果たして正当性を有し得るかという点である。例えば、特別法廷の設置に対し否定的な立場にあるVasilievは、特別法廷が単なる象徴的・神秘的な法廷を意味するものでないならば、その母体となる国家や組織、統治機関が、当該法廷が刑事司法機関として適切に機能するための確固たる基盤を保証できる場合に限り、法廷は設置される価値があると指摘する³⁰。また国連総会決議に基づきウ

クライナ・国連間での合意を基盤とする特別法廷設置を主張する論者においても、例えばAmbosは、国連総会に依拠することは実際的且つ正当性の観点から必要であるとしつつ、国連総会決議が拘束力を有さないという問題にも直面すると指摘する。そのうえで、例えばロシアのウクライナ侵攻を非難する総会決議（A/RES/ES-11/1, 2022年3月2日に141票の賛成多数で採択）や、ロシアによるウクライナ4州の併合を無効とする総会決議（A/RES/ES-11/4, 2022年10月12日に143票の賛成多数で採択）のように総会決議が圧倒的多数で採択されて初めて、こうした法廷が「国際社会の意思」を全体として十分に反映し、「真に国際的な」ものとして理解されるとする。さらに総会決議がわずかな賛成多数で採択されたならば、特別法廷の正当性を担保するのが難しいことは明白であるとも述べている³¹。同様にMcDougallも、総会による方法は提案された法廷に最大限の正当性を与えるとしてこの方法を支持しつつ、国家の指導者を当該国の同意なしに訴追しようとする試みには、特に侵略犯罪に関しては必然的に論争がつきまとうため、必要なレベルの支持を確保することは難しいだろうと指摘する³²。さらにCortenとKoutroulisは、国連総会が法廷の設置を勧告する場合、ロシアや他国の国民に対する管轄権行使について未解決の問題が残るが、法廷設置を勧告する総会決議は少なくとも法廷にさらなる正当性をもたらすだろうと指摘する³³。

またこの点は、特別法廷の設置基盤となる合意が、ウクライナといずれの主体との間でなされるかという問題とも関連する。国連総会決議に基づきウクライナ・国連間での合意を基盤として特別法廷を設置するという方法を支持する立場が多数を占めるものの、そこから派生するものとして、例えば、ウクライナと地域的国際機関たるEUや欧州評議会（Council of Europe、以下、CoE）との間の合意により特別法廷を設置するという方法、さらにはウクライナと他の諸国との合意という可能性も挙げられている³⁴。例えばCortenとKoutroulisは特別法廷の正当性に関し、もし特別法廷が特に国連やICCなどの決定によるものであり、国際共同体を体現しているのであればその正当性は高くなるが、対して特別法廷が単に、国家間の合意や、ロシアが加盟国でないCoEやEUなどの地域的機関とウクライナとの間の合意によるものであれば、その正当性は低くなるだろうと指摘する³⁵。またHathawayも、臨時の国家連合や欧州の機関よりもむしろ国連総会を通じた手続の方が、世界中の国々が参加し、ロシアが違反した基本的な規範を再確認することを可能にするだろうと述べている³⁶。さらにKomarovとHathawayは、少数の国家により設置された法廷は、国際社会を代表する組織により設置された法廷が有するような正当性を有さないだろうと指摘する³⁷。

以上から、特別法廷を設置するに際して、すべての国連加盟国に対し法的拘束力を有する安保理決議に基づく方法が望めないウクライナの事態においては、特別法廷が「国際社会の意思」を十分に反映して設置されたものであるか否かが、その正当性の評価における重要な軸となる。上記のCortenとKoutroulisによる特別法廷の管轄権に関する懸念にあるように、総会決議による設置という方法の場合、安保理決議の場合とは異なり設置基盤としての疑義が残る可能性がある。他方で、仮に圧倒的多数の国家の賛成により採択された国連総会決議に基づき、さらに地域的機関や特定の国家群ではなく、国際社会全体を代表する国際機関たる国連とウクライナとの間での合意を基

盤として特別法廷の設置が実現すれば、安保理決議によるものよりは劣るものの、高い正当性を有するものとして評価され得るといえる。

2. 選択的正義との批判

上記1. の論点と少なからず関連するのが、ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷設置の提案に常につきまとう選択的正義という問題である。

国際的な特別法廷の設置自体に懐疑的な見解を示す **Heller** は、特別法廷の最大の代償は、その創設がもたらす国際刑事司法の選択性に関するメッセージであると主張する³⁸。Hellerによれば、特別法廷はロシアの行動に対する国際社会の反発を示す強力なメッセージとなるであろうが、他方で2003年に米英を中心とする多国籍軍がイラクに侵攻した際に、米英の指導者を侵略犯罪で訴追する同様の特別法廷が検討・設置されなかった点に鑑み、特別法廷は選択性を有するとの疑惑に対しきわめて脆弱である。さらに、少なくとも国連加盟国の大多数が支持するならば総会により設置される特別法廷はより正当性を有するとされるだろうが、そうした法廷をどのくらいの国々が実際に支持するかは未知数であり、また、ロシアのウクライナ侵攻に対する特別法廷の設置は、「国際社会」が一部の侵略犯罪を他の侵略犯罪よりも重視しているとのメッセージを送ることになるだろうと指摘する。

この点について国連総会決議に基づく特別法廷設置を支持する **Ambos** も、特別法廷について、世界の目、特に欧米諸国のウクライナ政策に基本的に懐疑的なグローバル・サウスの目に十分な正当性を与えることは容易でないとして、特に、なぜそのような法廷が米国主導のイラクへの不法な侵攻の際に設置されなかったのが不思議に思われるだろうと述べる³⁹。他方で **McDougall** は特別法廷設置に対するこうした批判や懸念に関し、特別法廷の提案は、世界で最も強力な国家のうちの1つの指導者らの責任を追及することになるとして、むしろ国際刑事司法の選択性の問題を終わらせる助けになるだろうと述べる⁴⁰。

実際のところ **McDougall** のような見解は少数派であり、特別法廷設置に係る選択性の批判を回避するには、以下の論者の見解が手掛かりとなり得る。例えば **Komarov** と **Hathaway** は、国連以外の国家の集合体により形成された特別法廷は正当性を有するとみなされる可能性は低いと批判したうえで、そうした特別法廷は選択的正義であるとの疑念をも抱かれるだろうとする⁴¹。また **Corten** と **Koutroulis** は、国連総会決議の採択において、国際社会のさまざまな地域の国家の大多数が決議案に賛成すれば、欧米諸国に偏った法廷との批判を維持することは難しくなるだろうと指摘している⁴²。さらに **Butchard** と **Walker** による特別法廷に関する報告書のブリーフィング資料は、特別法廷設置の方法の1つとして、ウクライナに対する侵略を訴追するための志を同じくする国家間（利害関係国間）での国際協定による設置があるが、この方法は当該法廷が政治的に選別されているとみなされる危険性があると言及する⁴³。

以上から、上記の **Heller** や **Ambos** の見解も併せると、選択的正義という論点に関しても、特別

法廷が国際社会におけるどれほどの支持・賛同を得て設置されたものであるかが重要な基準となる。すなわち国連総会の場で、さらに地域的な偏り無しに、グローバル・サウスの国々も含めた国際社会の大多数の賛成を得ることにより、少なからず選択的正義による設置との批判を回避し得るといえる。

3. ICCとの関係

特別法廷設置に際して、ICCとの関係という論点にも留意しなければならない。先に述べたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻の事態において、現状ではICCは侵略犯罪に対し管轄権を行使することができない。そうした中で、当該事態における侵略犯罪に関する特別法廷設置が提唱されているが、その際にICCと特別法廷との関係性について言及する立場も見出される。

まず特別法廷とICCとの関係について懸念を示すのがICCのカーン検察官である。カーンは、ICCが侵略犯罪についてプーチン大統領を訴追できないことを認めつつ、戦争犯罪や集団殺害犯罪については政府高官を訴追し得るとし、断片化を避け一体性を維持すべきとして、2022年11月にEUが提示した特別法廷設置の提案に反対を表明している⁴⁴。さらに、すでに存在するものに焦点を当てるべきであるとして、我々がすでに有するものを効果的に機能させるよりも、むしろ自分たちが望むものを勝手に作り出そうとしているとの懸念も示している⁴⁵。また、特別法廷の設置に否定的な立場にあるVasilievは、特別法廷が設置された場合、ICCがウクライナにおける人道に対する犯罪や戦争犯罪を捜査する一方で、特別法廷が同一の紛争から生じる侵略犯罪を扱うことになるとして、こうした法廷の設置は表現主義的なジェスチャーになるかもしれないが、実際の意義は限定的であるとする。さらに、同一人物の責任の決定を分断することにより、裁判の順序という点で2つの法廷間の競合を齎し、さらに非効率的で審理が長引く可能性も高くなると指摘する⁴⁶。またCortenとKoutroulisは、特別法廷を設置する際の様々な方法について検討する前提として、制度的且つ常設の司法機関が存在する場合には、特別法廷を設置するのではなく、そうした既存の司法機関に依拠することが望ましいとする。そのうえでICCがすでに管轄権を有する犯罪に対し管轄権が付与される特別法廷を創設することは、たとえICCが管轄権を行使できないとしても、ICCを弱体化させる危険があると指摘する⁴⁷。

他方で特別法廷の設置を支持する立場は、特別法廷とICCとの関係について以下のようにとらえる。例えば2022年3月に、英国のブラウン元首相や、国際法学者、著名人ら約40名がロシアによるウクライナ侵攻の事態に関し、ロシアの指導者の訴追・処罰を行う特別法廷設置を求めるステートメントを発表したが、その中で、侵略犯罪に限定した特別法廷の設置を提案するとし、当該法廷による侵略犯罪に対する管轄権の行使は、ICCによる他の国際犯罪に対する管轄権行使を補完し、支援するものであることを確認するとしている⁴⁸。また特別法廷設置を支持する立場であるMcDougallは、唯一の常設の国際刑事法廷としてのICCの地位は極めて重要であるとしたうえで、ICCを弱体化させないためにも、提案されている法廷の管轄権は侵略犯罪とウクライナの事態

に限定されるべきであると主張する。さらに、共同の司法プロジェクトを強調し、証拠の共有や、両法廷による訴追が求められている個人の裁判の順序など実務的な問題を扱うためのパートナーシップ協定を締結することが理想的であるとも指摘する⁴⁹。特別法廷設置を支持する Ambos も、特別法廷に賛同する者は、当該法廷が ICC と如何なる関係にあるべきかを説明しなければならないとする。また Ambos は、ICC と特別法廷の事項的管轄権が異なるため、すなわち前者は集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪に対して、後者は侵略犯罪に対して管轄権を行使するため、適用犯罪に関する管轄権の一致は原則として無いだろうとしつつ、実際には同じ容疑者に対し捜査が並行して行われることは確実であるとして、それらの捜査がどのように調整されるのか、ICC と特別法廷のどちらが優先されるのか、一事不再理の原則（ICC 規程第 20 条）はどのように適用されるのか、といった問題提起も行っている⁵⁰。

以上から特別法廷を設置するにあたり、既存の且つ常設の国際刑事法廷たる ICC との関係においても考慮すべき事項が複数存することが明らかとなる。すなわち、単に特別法廷の ICC に対する位置づけの概要、すなわち ICC を弱体化させるのではなくそれを補完し支援するという点を確認するのみならず、McDougall および Ambos が指摘するように、ICC と特別法廷の双方が同一人物を訴追する可能性がある場合を想定し、両法廷の捜査の調整や裁判の順序といった詳細な手続事項を含め、ICC と特別法廷の関係性を明確にする必要がある。

IV おわりに

ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷の設置をめぐり、これまでに様々な議論がなされているものの、設置が実現に到るまでには複数の課題が存するとともに、それら諸課題の解決は容易ではないことが明らかとなった。多数的立場が主張する国連総会決議に基づく設置を実現するには、まず特別法廷設置の端緒となる総会決議の採択、さらに圧倒的多数の賛成票による採択が重要であるとともに大きなハードルとなる。他方で、2022年2月にロシアによるウクライナ侵攻が発生してからおよそ2年が経過し、従来ウクライナを支持する立場にある国々の間にも支援疲れや関心の低下という状況が生じている点も否定できない。例えば Ambos が言及するように、これまでに採択されたウクライナ関連の総会決議は必ずしも圧倒的多数の賛成票を得ているわけではない⁵¹。また、2022年9月の国連総会においてウクライナのゼレンスキー大統領がオンラインでの演説をした際には、総会の議場にてスタンディングオベーションで大きな拍手が沸き起こったものの、翌2023年9月の国連総会における同大統領の対面での演説では空席が目立ったとの指摘もある⁵²。

また、国際社会の意思としての圧倒的多数の賛成票による総会決議の採択を実現するには、当然ながら決議案の内容が重要となるが、多くの国家による賛同の獲得と特別法廷設置後の実効性の確保を如何に両立させるかが鍵となるだろう。すなわち、例えば、ハイブリッド法廷ではなく国際的

な法廷であるという特別法廷の性質の明示や、特別法廷とICCとの関係性の明確化をはじめとする内容を含めることにより、特別法廷設置後の法廷自体の実効性の高まりは期待できるものの、決議案の内容が詳細になるに比例して決議案に賛成票を投じる国の数が減少する可能性は必然的に高くなる⁵³。さらに、仮に総会決議に基づく特別法廷の設置が実現しても、当該総会決議が圧倒的多数による採択ではない場合、法廷の設置基盤となる総会決議に賛成票を投じなかった国々からの協力が得られない可能性もある。そうした場合、法廷の実効性の低下に直結する事態となり、例えば仮に逮捕状が発付されたとしても執行に至らないという状況が生ずる可能性も大いにある。いずれにしても、不処罰の防止を掲げ、ウクライナの事態における侵略犯罪に関する特別法廷の設置が模索されているものの、現状ではその実現までの道りは長く険しいことは否めない。場合によっては、ICC規程の改正を含め、既存の国際刑事法廷たるICCの枠組による対処という可能性も排除することなく、如何にして国際社会における法の支配を実現するかを模索していく必要がある。

【付記】

インターネット上の資料への最終アクセス日は、すべて2023年12月1日である。本稿は、国際文化表現学会・令和5年度春季大会（2023年5月27日、オンライン開催）における「プーチン大統領に対する逮捕状発付と今後の展望および課題」と題する報告のうち、ICC以外の特別法廷設置の可能性に関する部分をもとに、大幅な加筆を行ったものである。なお同報告における逮捕状発付の概要とその評価に関する部分については、別稿に掲載予定である。本研究はJSPS科研費(23K01117)の助成を受けたものである。

¹ ICC website, Press Release, “Situation in Ukraine: ICC judges issue arrest warrants against Vladimir Vladimirovich Putin and Maria Alekseyevna Lvova-Belova,” 17 March 2023, <https://www.icc-cpi.int/news/situation-ukraine-icc-judges-issue-arrest-warrants-against-vladimir-vladimirovich-putin-and>.

² ICC規程第8条2項 (a) (vii) (1949年ジュネーヴ諸条約に基づき保護される人に対して行われる不法な追放、移送又は拘禁)と同 (b) (viii) (占領地域の住民の追放・移送)に該当する。

³ 本件はICC規程の締約国が事態をICCの検察官に付託した事例であるが (ICC規程第13条(a))、その場合、犯罪行為地国または犯罪の被疑者国籍国の少なくともいずれかがICC規程の締約国であること (第12条2項)、もしいずれも締約国でない場合には、いずれかがICCの管轄権の受諾を宣言することが必要である (第12条3項)。ウクライナ、ロシアともにICC規程の非締約国であるが、ウクライナがICCの管轄権を受諾しているためICCは管轄権行使が可能となる。安藤貴世 (2023) 「ロシアによるウクライナ侵攻に関する国際刑事裁判の視点からの一考察」『危機管理学研究』第7号、32－34頁。

⁴ ICC規程第15条の2第5項、第15条の3。

⁵ 安藤 (2023)、34頁、41頁・注21。

⁶ 安藤 (2023)、39－40頁。なお2023年7月には、同年2月の欧州委員会委員長とウクライナのゼレンスキー大統領との会談において設置が表明されたICPA (International Centre for the Prosecution of the Crime of Aggression against Ukraine、ウクライナに対する侵略犯罪訴追のための国際センター)がオランダ・ハーグにて発足した。これはユーロジャスト (欧州検察機関) の支援を受け、ウクライナ

とリトアニア、ポーランド、エストニア、スロバキア、ルーマニアの検察による合同の捜査チームで構成され、ウクライナに対するロシアの侵略犯罪に関する証拠の収集・保全を行う組織である。Eurojust website, “International Centre for the Prosecution of the Crime of Aggression against Ukraine,” <https://www.eurojust.europa.eu/international-centre-for-the-prosecution-of-the-crime-of-aggression-against-ukraine>.

⁷ 多くの論稿が指摘しているとおり、特別法廷設置が最初に提唱されたのは、ロシアによるウクライナ侵攻開始直後の2022年2月28日のフィナンシャル・タイムズ紙に掲載されたSandsの記事においてである。Sands, Philippe (2022), “Putin’s use of military force is a crime of aggression,” *Financial Times*, 28 February 2022, <https://www.ft.com/content/cbbdd146-4e36-42fb-95e1-50128506652c>.

⁸ 尾崎久仁子 (2022) 「ウクライナにおけるコア・クライム処罰の可能性」『国際問題』No.710、49頁。

⁹ 竹村仁美 (2023) 「ウクライナの事態と国際刑事裁判所」『九州国際大学法学論集』第29巻第1・2合併号、119－122頁（引用箇所は121頁）。

¹⁰ 大平真嗣 (2023) 「ロシアによるウクライナ侵略と国際法を活用した外交」2023年度国際法協会日本支部研究大会報告（2023年4月22日）。

¹¹ 越智萌 (2023) 「国際刑事法廷の設置根拠による人的免除への影響」『立命館国際研究』36巻1号、31－52頁。

¹² Corten, Olivier, and Vaios Koutroulis (2022) “Tribunal for the crime of aggression against Ukraine – a legal assessment,” European Union, European Parliament, Think Tank, [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2022/702574/EXPO_IDA\(2022\)702574_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2022/702574/EXPO_IDA(2022)702574_EN.pdf).

¹³ Justice Initiative (2023), “Immunities and a Special Tribunal for the Crime of Aggression against Ukraine,” International Renaissance Foundation, <https://www.justiceinitiative.org/uploads/eb4acc44-b7f3-4026-8c68-3f677a2c4b24/immunities-and-a-special-tribunal-for-ukraine-en-02012023.pdf>. 具体的な類型化については、本稿注34に記載。

¹⁴ European Commission website, Press release “Ukraine: Commission presents options to make sure that Russia pays for its crimes,” 30 November 2022, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7311/.

¹⁵ President of Ukraine Official website, “Office of Ukraine's President presents two acceptable ways of creating tribunal against Russian leaders,” 10 February 2023, <https://www.president.gov.ua/en/news/v-ofisi-prezidenta-ukrayini-rozpovili-pro-dva-prijnyatni-spo-80929>.

¹⁶ ウクライナのゼレンスキー大統領は、2023年6月に開催された特別法廷設置に関する自国の会議において、ウクライナのパートナー国の立場と合致するような、国際的な特別法廷の設置の必要性に関する国連総会決議の草案を作成するように指示している。President of Ukraine Official website, “President discussed possible scenarios of establishing a special international tribunal for the crime of aggression against Ukraine,” 13 June 2023, <https://www.president.gov.ua/en/news/prezident-obgovoriv-mozhlivi-scenariyi-stvorenniya-specialnog-83577>.

¹⁷ Komarov, Alexander, and Oona A. Hathaway (2022), “The Best Path for Accountability for the Crime of Aggression Under Ukrainian and International Law,” *Just Security*, 11 April 2022, <https://www.justsecurity.org/81063/the-best-path-for-accountability-for-the-crime-of-aggression-under-ukrainian-and-international-law/>; Hathaway, Oona A. (2022), “The Case for Creating an International Tribunal to Prosecute the Crime of Aggression Against Ukraine (Part I),” *Just Security*, 20 September 2022, <https://www.justsecurity.org/83117/the-case-for-creating-an-international-tribunal-to-prosecute-the-crime-of-aggression-against-ukraine/>; McDougall, Carrie (2023), “The Imperative of Prosecuting Crimes of Aggression Committed against Ukraine,” *Journal of Conflict & Security Law*, Vol.28 No.2, pp.203-230; Trahan, Jennifer (2023), “The Need for an International Tribunal on the Crime of Aggression Regarding the Situation in Ukraine,” *Fordham International Law Journal*, Vol.46:5, pp.671-689 など多数。

¹⁸ Trahan (2023), p.684.

- ¹⁹ President of Ukraine Official website, “Office of Ukraine’s President presents two acceptable ways of creating tribunal against Russian leaders,” 10 February 2023; President of Ukraine Official website, “Special international tribunal should become an effective way to punish Russia for its aggression against Ukraine – Andriy Smyrnov,” 18 July 2023, <https://www.president.gov.ua/en/news/specialnij-mizhnarodnij-tribunal-maye-stati-diyevim-sposobom-84405>. なおこの方法による設置を主張する立場として、ドイツ、米国、さらにHellerなど。独外相は2023年1月の演説において、多くのパートナーと我々の考えは、ICCを弱体化させるのではなく、ウクライナ刑法からその管轄権を導くという裁判所の形式でICCを強化する方法があるというものである、としたうえで、当該法廷が国際的要素により補完されることが重要であると指摘する。さらにその国際的要素について、法廷の公平性と正当性を強化するため、例えばウクライナ国外に設置し、パートナー国からの財政支援を受け、国際的な検察官と裁判官を置くといった点を挙げている。Germany Federal Foreign Office website, “‘Strengthening International Law in Times of Crisis’ – Speech by Federal Foreign Minister Annalena Baerbock in The Hague,” 16 January 2023, <https://www.auswaertiges-amt.de/en/newsroom/news/strengthening-international-law-in-times-of-crisis/2573492>. 米国務省報道官は、特別法廷はウクライナの国内司法制度に根差したものであるべきとの旨述べている。Reuters, “US supports creation of a special tribunal for ‘aggression’ against Ukraine,” 29 March 2023, <https://www.reuters.com/world/europe/us-supports-creation-special-tribunal-aggression-against-ukraine-2023-03-28/>. またHellerは国際的な特別法廷の設置には否定的であるが、欧州評議会（Council of Europe、以下、CoE）の支援を受け、ウクライナの司法制度の一部として設置されるハイブリッド型の法廷を提案している。Heller, Kevin Jon (2022), “The Best Option: An Extraordinary Ukrainian Chamber for Aggression,” *Opinio Juris*, 16 March 2022, <https://opiniojuris.org/2022/03/16/the-best-option-an-extraordinary-ukrainian-chamber-for-aggression/>（以下、Heller (2022a)）。なおHellerは、ウクライナ、ロシアともにCoEに加盟していることも背景にこの案を主張しているが（Hellerの論稿は、*Opinio Juris*に2022年3月16日に掲載されている）、ロシアは2022年3月16日にCoEを除名されている。
- ²⁰ 例えば、特別法廷の設置ではなくICC規程の改正による対処も提案されている。具体的内容として、Lemosは、国連総会によるICCへの付託を許容するという改正について言及しており、また独外相は、侵略犯罪に対するICCの管轄権の制限を撤廃し、他の主要な犯罪に対するICCの管轄権と同等のものに拡大させるという改正を主張している。Lemos, Miguel (2023), “The Law of Immunity and the Prosecution of the Head of State of the Russian Federation for International Crimes in the War against Ukraine,” *EJIL: Talk!*, 16 January 2023, <https://www.ejiltalk.org/the-law-of-immunity-and-the-prosecution-of-the-head-of-state-of-the-russian-federation-for-international-crimes-in-the-war-against-ukraine/>; Germany Federal Foreign Office website, “‘Strengthening International Law in Times of Crisis’ – Speech by Federal Foreign Minister Annalena Baerbock in The Hague,” 16 January 2023.
- ²¹ 特別法廷設置に否定的な見解として、Vasiliev, Sergey (2022), “Aggression against Ukraine: Avenues for Accountability for Core Crimes,” *EJIL: Talk!*, 3 March 2022, <https://www.ejiltalk.org/aggression-against-ukraine-avenues-for-accountability-for-core-crimes/>; Heller, Kevin Jon (2022), “Creating a Special Tribunal for Aggression Against Ukraine Is a Bad Idea,” *Opinio Juris*, 7 March 2022, <https://opiniojuris.org/2022/03/07/creating-a-special-tribunal-for-aggression-against-ukraine-is-a-bad-idea/>（以下、Heller (2022b)）。なおHellerは、国際的な特別法廷の設置に対し否定的な立場に立ち、本稿注19で述べたように、ハイブリッド型の法廷の設置を提案している。
- ²² 他には以下の諸論点があるが、紙幅の関係もあり本稿では扱わない。例えば、特にハイブリッド型の法廷設置における課題として、ウクライナ憲法との関係や人的免除の問題がある。ウクライナ憲法第125条は、「臨時の特別法廷の設置は許可されない」と規定しており、Hathawayは、したがって新たな法廷は国際的なものでなければならないと指摘する。Hathaway (2022). 人的免除に関しては、多くの論者が指摘しているとおり、ウクライナ国内法とウクライナの司法管轄権に基づき、国際的な要素を加味して設置するハイブリッド型の法廷の場合、あくまでも国内法廷としての位置づけを有するため、プーチン大統領をはじめとして、現職の国家元首、政府首脳、外務大臣は、他国の刑事管轄権からの完全な

- 免除を享有することとなる。この点を以て、ハイブリッド型の法廷ではなく国際的な特別法廷の設置を主張する論者は多い。例として、Hathaway (2022); McDougall (2023), pp.215-216; Trahan (2023), pp.687-689など。なお特別法廷設置案と免除の問題に関しては、本稿 I. 2の先行研究の整理において述べたとおり越智による詳細な検討がなされている。越智 (2023)。さらに特別法廷設置に関するその他の論点として、欠席裁判を認めるか否か、特別法廷設置のコストの問題などがある。
- ²³ ICTYは1993年に安保理決議827 (1993年5月25日) により、ICTRは1994年に安保理決議955 (1994年11月8日) により設置された。
- ²⁴ Komarov and Hathaway (2022). 同様の見解として、McDougall (2023), pp.219-220; Trahan (2023), p.684.
- ²⁵ 例えば、Komarov and Hathaway (2022); Hathaway (2022); McDougall (2023), pp.219-220; Ambos, Kai (2023), “A Ukraine Special Tribunal with Legitimacy Problems?” *Verfassungsblog*, 6 January 2023, <https://verfassungsblog.de/a-ukraine-special-tribunal-with-legitimacy-problems/>.
- ²⁶ 越智 (2023)、32 – 33頁。安保理決議1315 (2000年8月14日) により、国連事務総長にシエラレオネ政府との交渉権限が付与された。
- ²⁷ 総会決議 57/228A (2002年12月18日) により国連事務総長に対して、中断されていた特別法廷の設置に関するカンボジア政府との交渉の再開が要請され、総会決議57/228B (2003年5月22日) により国連とカンボジア間の協定案を承認し、両当事者にその発効に向けて必要な措置をとることが要請された。木村光豪 (2015) 「カンボジアにおける移行期正義の実現に向けた挑戦」『関西大学法学論集』第65巻3号、144頁。
- ²⁸ 越智 (2023)、35頁。なお、設置根拠は国内法であるが、特別裁判部への国際的な協力については国連・カンボジア間の協定により規定されている。同、35頁。
- ²⁹ 越智 (2023)、35頁；木村 (2015)、146 – 145頁。Trahanは、ウクライナの事態に関する特別法廷の設置方法について、シエラレオネ特別法廷とカンボジア特別裁判部のそれぞれの設置方法を併せたものとなるだろうと述べている。Trahan (2023), pp.684-685, n.80.
- ³⁰ Vasiliev (2022).
- ³¹ Ambos (2023) . Trahanはこの点に関して、未解決の問題は、このような法廷を創設する政治的意思が各国にあるかどうかであり、総会が法廷設置を勧告するには少なくとも出席国の過半数の賛成票が必要であるとして、それ以上の賛成票が得られることが望ましいと述べている。Trahan (2023), p.688.
- ³² McDougall (2023), p.220.
- ³³ Corten and Koutroulis (2022), p.37. 本稿 I. 2の先行研究の整理において触れた大平の報告においても、今後の論点の1つとして特別法廷の管轄権の問題が指摘されている。
- ³⁴ これらの設置方法それぞれについて検討したものとして、Corten and Koutroulis (2022), pp.18-19. また特別法廷に関するJustice Initiativeによる報告書 (Justice Initiative (2023), pp.15-21) では、設置方法を4つに分類しており (国連総会モデル、完全地域モデル、多数国間モデル、国際化モデル)、越智の論稿ではJustice Initiativeによる分類について詳細な説明がなされている。越智 (2023)、32 – 35頁。
- ³⁵ Corten and Koutroulis (2022), p.36.
- ³⁶ Hathaway (2022).
- ³⁷ Komarov and Hathaway (2022). なおMcDougallは、ウクライナ・国連間の合意に代わる方法としてEUまたはCoEの支援のもとで採択される条約による設置を挙げるが、他の論者と異なり、地域横断的な広範な国々の集合が条約に参加することによりその正当性は強化されると主張する。McDougall (2023), p.220. その一方でMcDougallは、CoEの支援のもとウクライナの司法制度の一部 (傍点：筆者) としてハイブリッド型の法廷を設置することを提案するHellerの主張について (本稿注19)、そうした方法は免責特権を含む国内裁判所による訴追との関連で生ずる課題を克服できないこと、ウクライナ憲法との整合性にも疑義があること、更にこの方式はウクライナ自身が受け入れていないという理由で批判している。McDougall (2023), p.223.
- ³⁸ 以下、Hellerの見解について、Heller (2022a); Heller (2022b).

³⁹ Ambos (2023).

⁴⁰ McDougall (2023), pp.204, 229.

⁴¹ Komarov and Hathaway (2022).

⁴² Corten and Koutroulis (2022), p.37.

⁴³ Butchard, Patrick, and Nigel Walker (2023) “Potential merits of a special tribunal on Ukraine,” UK Parliament, House of Commons Library, Research Briefing, 5 May 2023, <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cdp-2023-0098/>.

⁴⁴ 安藤 (2023)、43頁・注48；AP, “ICC prosecutor opposes EU plan for special Ukraine tribunal,” 6 December 2022, <https://apnews.com/article/russia-ukraine-war-crimes-netherlands-the-hague-ursula-von-der-leyen-9e83e1107064ef6e9c375576b998373a>.

⁴⁵ PBS News Hour, “International Criminal Court prosecutor on the pursuit of justice for Russian war crimes,” 22 June 2022, <https://www.pbs.org/newshour/show/international-criminal-courts-top-prosecutor-discusses-justice-for-russian-war-crimes>.

⁴⁶ Vasiliev (2022).

⁴⁷ Corten and Koutroulis (2022), p.35.

⁴⁸ Brown, Gordon, et al., “Statement, Calling for the Creation of a Special Tribunal for the Punishment of the Crime of Aggression against Ukraine,” 4 March 2022, <https://gordonandsarahbrown.com/wp-content/uploads/2022/03/Combined-Statement-and-Declaration.pdf>.

⁴⁹ McDougall (2023), p.226.

⁵⁰ Ambos (2023).

⁵¹ 国連人権理事会におけるロシアの資格停止に関する総会決議 (A/RES/ES-11/3, 2022年4月7日) は賛成93票、ロシアの賠償義務に関する総会決議 (A/RES/ES-11/5, 2022年11月14日) は賛成94票による採択であり、Ambosは、欧米諸国のウクライナ政策が世界的な指示を得ていないことを示していると指摘する。Ambos (2023).

⁵² The Washington Post, “Ukraine President Zelensky presents plan to end war with Russia,” 21 September 2022, <https://www.washingtonpost.com/nation/2022/09/21/united-nations-zelensky/>; 時事通信「団結訴えも『疲れ』露呈 ウクライナ大統領の国連訪問」2023年9月25日、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023092400243&g=int>.

⁵³ この点を指摘する論稿として、Ambos (2023).

